

以前（改定前）から指定されている特別地域で、このたびの変更はありません。  
 よって、ここに掲載されている地域に所在する事業所は、従来どおり15%加算で変更はありません。

このたびの改定で新たに加算の対象となる地域です。  
 黄色で着色してある地域に所在している事業所であって、かつ、小規模要件を満たしている事業所は10%加算の対象です。

さらに・・・

事業所の通常の実施地域を越えて、ここに掲載してある旧市町村及び辺地に居住している利用者に、サービスを提供した場合は、さらに5%加算できます。

福祉用具貸与については、交通費の3分の2相当額の加算となります。

ここに掲載している地区名は、辺地法に基づき指定された辺地であり、その他欄に掲載している山村振興法や過疎法等の指定地域内に所在している場合もあります。辺地の指定は、地域単位ですので、詳しくは市町村にお尋ねください。

## 中山間地域等一覧

| 中山間地域等                              |            |              |  |                                   |   |  |
|-------------------------------------|------------|--------------|--|-----------------------------------|---|--|
| 特別地域加算対象地域<br>(以下地域に所在する事業所は、15%加算) |            |              | 特別地域加算対象地域以外の中山間地域等<br>(以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算※) |                                   |   |  |
| (合併前市町村名)                           | (旧市町村名)    | 指定法令         | (合併前市町村名)  | (旧市町村名)                           | (地区名)   | 指定法令   |
| 八雲村                                 | 岩坂村<br>熊野村 | ○山村振興法第7条第1項 | 鹿島町<br>(全域)                                      | (恵曇村)<br>(講武村)<br>(佐太村)<br>(御津村)  |   | ○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項<br>○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項<br>○半島振興法第2条 |
|                                     |            |              | 島根町<br>(全域)                                      | (大芦村)<br>(加賀村)<br>(野波村)           |   |  |
|                                     |            |              | 美保関町<br>(全域)                                     | (千酌村)<br>(片江村)<br>(森山村)<br>(美保関村) |   |  |
|                                     |            |              | 八束町(全域)  | (八束村)                             |   |  |
|                                     |            |              | 八雲村  | 大庭村                               |   |  |
| 松江市<br>従来どおり                        |            |              | (辺地・別掲)  |                                   | 沖泊<br>多古<br>野井<br>諸喰<br>笠浦<br>雲津<br>法田<br>才・軽尾<br>美保関<br>海崎<br>秋奥<br>岩室・萱野<br>藤原<br>城床<br>小林<br>和名佐 | ○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項  |

新